

令和3年第3回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年11月29日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和3年11月29日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	閉会	令和3年11月29日	10時15分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席12名 欠席0名 (欠員1名)	1番	中 村 絵 理	出	8番	河 野 保 久	出
	2番	天 本 勉	出	9番	鳥 飼 勝 美	出
	3番	松 石 健 児	出	10番	大 山 勝 代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品 川 義 則	出
	5番	末 次 明	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	栗 野 久 明	出	13番	重 松 一 徳	出
会議録署名議員	3番	松 石 健 児		4番	大久保 由美子	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 長 野 周 次		(書記) 川 添 紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也	福 祉 課 長	吉 田 茂 喜		
	副 町 長	酒 井 英 良	建 設 課 長	古 賀 浩		
	教 育 長	柴 田 昌 範	会 計 管 理 者	寺 崎 博 文		
	総務企画課長	熊 本 弘 樹				
	財 政 課 長	平 野 裕 志				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第36号 | 基山町一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第37号 | 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 令和 3 年度基山町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 7 | 議案第40号 | 令和 3 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議案第41号 | 令和 3 年度基山町下水道事業会計補正予算（第 3 号） |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより、令和3年第3回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石健児議員と大久保由美子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3～8 議案第36号～議案第41号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第36号から日程第8. 議案第41号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和3年第3回臨時会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件3件、予算案件3件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

まず、議案第36号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について、議案第37号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第38号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

でございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引下げを行うため、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第39号から議案第41号までは、令和3年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第39号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第9号）につきましては、今回、補正予算として5万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも79億7,860万1,000円となります。

補正予算の主な内容といたしましては、期末手当の支給月数の引下げに伴います職員手当及び共済費を920万円減額し、財政調整基金積立金を900万円増額するものでございます。また、予備費を19万6,000円増額し、調整を行っているところでございます。

議案第40号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として12万5,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億2,109万7,000円となります。

補正予算の内容といたしましては、期末手当の支給月数の引下げに伴います職員手当及び共済費を12万5,000円減額するものでございます。

議案第41号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として28万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも9億5,384万9,000円となります。

補正予算の内容といたしましては、期末手当の支給月数の引下げに伴います職員手当及び共済費を28万6,000円減額するものでございます。

以上、御審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第36号、議案第37号、議案第38号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第36号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について、議案第37号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第38号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書は1ページから4ページまででございます。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引下げを行うために改正するものでございます。

改正内容の詳細につきましては、議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料5ページをお願いします。

人事院勧告の骨子の抜粋でございます。

本年の給与勧告につきましては、ボーナスの民間の支給状況を踏まえ、期末手当の0.15月の引下げを行うものとしたしました。また、月例給につきましては、民間給与との格差がマイナス19円と極めて小さかったことから、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから月例給の改定を行わないこととしております。

7ページをお願いいたします。

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の概要でございます。

基山町一般職の任期付職員の採用及び特例に関する条例につきましては、条例第2条第1項の規定により、採用された職員の期末手当について年間3.35月分を3.25月分と、0.1月分引下げを行います。令和3年度につきましては、12月支給分を1.675から1.575月と、0.1月分引下げを行います。令和4年度以降につきましては、6月分、12月分とも1.625月とし、年間3.25月といたします。

基山町職員の給与に関する条例につきましては、職員のボーナスについて、期末手当、勤勉手当を合わせて年間4.45月分を4.30月分と、0.15月分引下げを行います。令和3年度につきましては、12月支給分の期末手当を1.275月から1.125月と、0.15月引き下げます。令和4年度以降につきましては、6月分、12月分とも1.20月といたします。再任用職員につきましては、年間2.35月分を2.25月分と、0.1月分引き下げます。令和3年度につきましては、12月支給分の期末手当を0.725月から0.625月と、0.1月分引き下げます。令和4年度以降につきましては、6月分、12月分とも0.675月といたします。

また、会計年度任用職員にあつては、令和3年度分につきましては経過措置期間中のため

据置きといたし、令和4年度分については6月分及び12月分とも1.20月分といたします。

8ページをお願いいたします。

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の概要でございます。国家公務員の指定職員のボーナスの改定を受けまして特別職の改定も行われたことから、改正するものでございます。内容は、いずれも期末手当について年間3.35月分と3.25月分と0.1月分引き下げます。令和3年度につきましては、12月支給分を1.675月から1.575月と、0.1月引下げを行います。令和4年度以降につきましては、6月分及び12月分とも1.625月とし、年間3.25月といたします。

9ページをお願いいたします。

今回の条例改正による影響額をお示ししております。

影響額としては、期末手当の支給割合の引下げに伴い、総額で808万5,000円の減額となっております。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行するとし、令和4年度以降分につきましては令和4年4月1日から施行といたしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩します。

～午前9時41分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

議案第36号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正についてに対する質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いします。中村議員。

○1番（中村絵理君）

おはようございます。

すみません、そもそもすごく初歩的なお尋ねなんですけれども、この時期にこの特例に関する条例を一部改正するという提案がなされたということは、単純に考えると、12月6日に議会があるから一緒にやってもいいんじゃないかとか普通にちょっと考えたりしたんですけ

れども、それをあえてここで出さなければならなかったというその理由は何かしらあると思うんですが、それを分かりやすく御説明をお願いできたらと思います。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、人事院は8月に人事院勧告を行っておりますけれども、内容がマイナス勧告でございました。今回なぜこの時期になったのかということで申し上げますと、国は昨年までについては、人事院勧告が出て、大体11月、10月ぐらいには閣議決定して、臨時会を開いて法案を通して、11月中に法案を成立させておったところでございます。と申しますのは、12月のいわゆるボーナスで調整しよういたしますと、12月1日とその支給の基準日となります。ですから、マイナスを行おうとすれば、不遡及の原則というのがございますので、その前に法案を改正する必要がありますし、町でいえば条例を改正する必要があります。そういった中で、国自体はまだ法案が通っておりませんが、11月24日に閣議決定して、いわゆる今回提案させていただいているような0.15月分を削減するということが決定されております。ただ、その時期については、一つは技術的に国会は開かれておりませんので法案が成立できないということ。それから、こういったコロナ禍の状況の中で、公務員だけにはあるけれどもボーナスを引き下げののがいかなものかということで、国については方針としては来年の6月期のボーナスで今年度分も合わせて引下げを行うということで考えていらっしゃるみたいですが、町としては、県内の状況も見ますと、やはり基本的な原則論に立ったときにはこの時期に引下げについては提案させていただくのが一番妥当だろうということで、今回臨時会をお願いさせていただいて提案させていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ということは、今回マイナスということなので、一回出してしまったら戻すことができないということで、そういう理解でよろしいんですかね。例えば退職者の方が出て、6月とかにしてしまったら、一回お支払いして、それを6月に、すみません、うまく説明できないんですけども、また戻していただくということができないということの理解でよろしいんですか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず一つ、この時期にしなければならないというのは、原則論からいくと、今回引き下げということになりますので、引き下げられる側からすると不利益を被ることになりますので、基本、不利益、不遡及の原則というのがありますので、12月1日を基準日としたときにはその前に決定する必要があるということがあります。

もう一つは、今議員おっしゃったように、本町の場合は今のところ3月いっぱい退職する予定者が2名ほどでございますけれども、その2名の方の、もし来年の6月にすることになると、もう退職しておりますので、そういった方の引下げは当然できなくなりますので、そういった部分。それから、6月にこういった形で今年の0.15月分を反映させるのかという技術的な部分もございますので、そういった観点から今回上程させていただいているというところでございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私のほうが総務企画課長よりも知識がないので、知識がない人間がちょっと説明すると、減額の場合は、基本、臨時議会をやると。ずっとやってきております。なぜならば、この時期にやらないと、減額の場合は12月1日が基準日になるからですね。今回難しいのは、国がまだ国会で成立していないのにどうするのかという、そこの部分が難しい話で、総務企画課長はそこの話をずっと説明しているので話が複雑になっているかもしれませんが、そこで国と同様に後でやるということになると、さっき言われた話はもちろん出てきますし、そもそも国も12月6日には決定するようなことを言っていますので、それを受けて佐賀県全体、佐賀県がまずもう既に今回11月中に決定していますし、20自治体のうち19自治体が29日今日、そして明日、同じように決定するとなっておりますので、基山町もそれに合わせて、今回、29日に臨時議会をお願いしたということでございます。もしまた来年もマイナスであれば、臨時議会をお願いするという形になると思います。プラスの場合は後から遡及ができますので、その場合も退職者についてはできるのかね、プラスの場合ね。そこら辺はちょっと考えなければいけないですけども、大体、そういう意味では臨時議会を今頃やるのは決して不

思議なことではなく、ごくごく普通のことでございますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

おはようございます。

すみません、ちょっと私もここら辺がよく分かっていないので、間違っていたら申し訳ないんですけども、説明いただきたいと思います。

今回、2年連続減額されるということで、その原因というのか、大体はコロナ禍という社会状況に合わせたものだろうとは思いますが、それを町長部局はどのようにお考えなのかというのが1点と、それと、いつもよく説明されたのが、人勧にのっとってという表現で何か減額だとか、上げたり下げているんですけども、今回、今の説明の中でも国の人事院勧告によってという説明がありましたけども、県は人事委員会というのがありますよね。国は人事院勧告。その中で、今回県がこうやって先取りして減額しますので、よその市、町もそれをされるので、基山町としても準じてするというふうな説明だったと思うんですけども、そこら辺は今までどおりに、これから、その私が質問していることお分かりになりますかね。そここのところの説明をもう少し詳しく教えてください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

最初に私からして、担当課長に補足してもらいます。

まず、町はこれまでずっと、何十年なんだろうと思いますけども、県の人事委員会の数字ではなく、国の人事院勧告の数字を使っております。今回もそれを使います。そして、県も今回はそれを使うんですけども、仮に今回県がプラスの決定をもししていたとしても、私どもは、時期が県がやったということで、国がまだ決定する前でもやります。そして、マイナスでやりますという基本的な考え方を持っておりまして、そういう整理でお考えいただければなと思います。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、1点目の今回引下げになったというところをどう考えているのかというところになりますけれども、この部分については人事院が民間の調査をされております。そういった中で、やはり民間と国家公務員の間にはこれだけの開きがあると。特に、給与面はそうないものの、やはりいわゆるボーナスについてはこれだけの月数分の開きが出ているという勧告をしておりますので、やっぱりそれだけ経済情勢としては決していい状況ではないと判断いたしております。

それから、2つ目の御質問でございますけれども、あくまでも基山町の場合は給与改定については人事院勧告を尊重して行っております。今回の改正につきましても、8月に出了た人事院勧告でも同じように0.15月分の引下げということでしておりますので、国が最終的に決定されるその実施時期とは変わりますけれども、人勧については尊重した形でさせていただいております。特に今回の場合については、佐賀県も人事委員会のほうで決定された分を早期に条例改正されるということで、その実施時期については今回国とずれた部分もございまして、あくまでも人事院勧告は尊重させていただいて、それを適正に給与に反映させていただいているというところは変わりませんので、御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

このような機会でございますので、基山町職員の働き方について、基山町のトップとして松田町長の基本のお考えを伺いたいたんですが、コロナ禍の中、職員の方の心身の健全化というのに努めてほしいという思いがあって質問させていただきます。

民間企業では、業種によっては非常に危機的状況にあって、仕事がなく、もう死活問題となっているところもあるわけです。一方、公務員の課題としては、やはりこういう非常事態のときでも給付金の給付とか、あるいはワクチン接種に対応しなくてはいけない。非常にストレスを感じながら仕事していただいているわけで、それをするのは公務員としては当然と思っている方もたくさんいらっしゃいますし、でも、一般の町民の方に聞きますと非常に感謝している方が多いということでございますが、公務員としてのこういう非常事態のときの働き方について、町長はどういうふうにすべきだと考えて職員の方に対応しているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答えになるかどうか分かりませんが、挨拶等のときには、まずは自分を大事にしてください、その次に家族を大事にしてください、そしてその次に町民のことを考えてくださいというふうに言っています。そして、3番目の町民のことに関しては、いろいろな工夫をしてやっってくださいというふうな話をしておりますので、今回も新型コロナに関して集団接種をはじめ適切な対応をしていただいていると思っております。そこにつきましては感謝しているところでございます。

一方で、もっと厳しい方々がたくさんおられると思います。そういう中で公務員は安定していると思われることもあると思いますので、今回は人事院勧告マイナス出ましたので、当然今までに沿ってきちんとした形でマイナスでやらせていただくということを考えているところでございます。

いずれにしても、職員の健康が一番だと思っておりますので、そこを今一番重要視しているところでございます。そういう意味で、今回産業医というのをまた委嘱して、まさにそういう職員の中の悩みとかそういったものを聞いてもらえるような、そういう形にまた体制を整えましたので、今後とも、単に新型コロナだけではなくほかの疾病に対しても対応できるように、そして幸せな基山町になるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

次に、議案第36号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第36号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第36号は可決されました。

次に、議案第37号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

次に、議案第37号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第37号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第37号は可決されました。

次に、議案第38号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

次に、議案第38号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第38号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第38号は可決されました。

次に、議案第39号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を行います。

議案書の5ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、歳出。8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開ください。3ページ、諸収入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、歳出、款ごとにいきます。議会費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、総務費。6ページも総務費ですね。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、民生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、農林水産業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、商工費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、土木費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ、教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

次に、議案第39号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第39号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

議案書の9ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページ、歳入、繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、歳出、総務費。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

質疑がないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

次に、議案第40号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第40号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第40号は可決されました。

次に、議案第41号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。12ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

収益的収入及び支出の、収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

資本的収入及び支出の、収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

令和3年度基山町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、基山町下水道事業給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

次に、議案第41号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第41号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

以上をもちまして、令和3年第3回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時15分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松一徳

基山町議会議員 松石健児

基山町議会議員 大久保由美子